

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成29年3月27日
【会社名】	株式会社岡山製紙
【英訳名】	Okayama Paper Industries Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津川 孝太郎
【本店の所在の場所】	岡山市南区浜野1丁目4番34号
【電話番号】	086-262-1101
【事務連絡者氏名】	取締役総務経理部長 妻鹿 徹
【最寄りの連絡場所】	岡山市南区浜野1丁目4番34号
【電話番号】	086-262-1101
【事務連絡者氏名】	取締役総務経理部長 妻鹿 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年3月22日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

(1)当該株主総会が開催された年月日  
平成29年3月22日

(2)当該決議事項の内容

<株主提案>

第1号議案 津川孝太郎取締役の解任の件  
取締役の津川孝太郎を解任するものであります。

第2号議案 自己株式取得の件  
本株主総会終結の時から1年以内に当社普通株式を、株式総数400,000株、取得価額の総額3億円（ただし、分配可能額の範囲内）を限度として、金銭の交付をもって取得することとするものであります。

第3号議案 定款一部変更の件（レブロン義務の規定）  
「当社取締役会は、米国デラウェア州の少数株主保護に関するレブロン義務に相当する義務、すなわち取締役会が会社を売りに出すと決めた場合には、最も高い値段を提示した買収者に対して売却する義務を負うものとする。これに違反した場合には、かかる意思決定に賛成した取締役及び監査役は、すべての少数株主に対して、最も高い値段を提示した買収者と、実際の売却相手との売却価格の差額について、損害賠償責任を負うものとする。」という条項を、定款に記載するものであります。

(3)当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 津川孝太郎取締役の解任の件	189	3,627	29	(注)1	否決(4.92%)
第2号議案 自己株式取得の件	484	3,361	0	(注)2	否決(12.59%)
第3号議案 定款一部変更の件（レブロン義務の規定）	471	3,345	29	(注)3	否決(12.25%)

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
4. 賛成率の分母となる出席株主の議決権数は、事前行使分と当日出席株主が有するすべての議決権を合計したものです。  
5. 本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数は、賛成の意思表示を行った方を起立により確認する方法で集計しております。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由  
議決権の行使をした全株主の議決権を加算しているため、当該記載事項に該当する理由はありません。

以 上